

平成19年大阪市規則第12号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に

関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則

(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。